

平成29年度 第14回庁議要旨

日時：平成29年10月16日（月）

午前9時～午前9時25分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市危機管理指針の策定について（総務部）

本市においては、東日本大震災を経験し、自然災害に対する地域防災計画の整備はされているが、職員への暴力行為や爆破予告など、日ごろの業務の中で起こり得る危機事象に対する対応はマニュアル化されたものは無く、所管課レベルの習慣的なものになっている。

また、市民の生命・財産を災害又は事故などから守ることは市の責務であり、日ごろから不測の事態に備え、迅速な初動体制の構築や被害を未然に防ぐための対策が必要である。

本市及びその周辺において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、本市の危機管理に係る基本的かつ標準的な事項を定め、迅速・的確に対応するために危機管理体制を構築することで、市民の被害の防止又は軽減を図るもの。

(1) 主な内容

① 指針の趣旨

本市における危機への対応全般について、基本的かつ標準的な事項を示すものである。

※それぞれの危機に対するマニュアルが策定されている場合は、各対応マニュアルに応じて対応する。

〈危機への対応体系〉

【石巻市危機管理指針】

- ・市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態
- ・市政運営に支障が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

【石巻市地域防災計画】

異常な自然現象、放射性物質の大量放出等

【石巻市国民保護計画】

武力攻撃事態、緊急処理事態

【石巻市新型インフルエンザ対策行動計画】

新型インフルエンザ発生による健康被害

【その他の危機対処マニュアル等】

環境汚染、鳥獣被害、情報の漏えい、事務処理ミス、職員の不祥事

② 指針の内容

第1章 総 則：危機管理に関することの組織や定義等について示した。

第2章 事前対策：危機が発生する前に行うべき準備や、危機を未然に防ぐ対策について示した。

第3章 応急対策：危機が発生した際のとるべき対応について、危機ランク別に示した。

第4章 事後対策：危機が終息に向かっている際の行動と、終息後の行動を示した。

(2) 今後の予定

平成30年1月1日 運用開始

1月～ 指針に関する説明会を開催し、各課におけるマニュアルを作成

[報告事項]

1 平成29年度宮城県原子力防災訓練の実施について（総務部）

女川原子力発電所の発電開始から原子力防災訓練を宮城県、旧牡鹿町及び女川町で実施していた。東日本大震災以降は、原子力災害対策指針の見直しにより、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が女川原子力発電所から半径30kmと拡大されたことから、宮城県、石巻市、女川町に登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町を加え訓練を実施している。

原子力防災関係機関における原子力災害発生時の緊急時対応能力及び避難計画等の事前対策の検証を行うことにより、住民の防災意識の高揚を図るもの。

(1) 主な内容

① 日時

原子力防災訓練について各訓練項目の充実と住民参加の向上を図るため、初動対応訓練と避難等措置訓練の日程を分けて行う。

ア 初動対応訓練 平成29年11月14日（火）午前9時から午後2時まで

イ 避難等措置訓練 平成29年11月23日（木・祝）午前8時40分から午後1時まで

② 場所 市内全域（各市町別）

③ 主催 宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町

④ 事故想定 宮城県沖にて地震発生後、外部電源の喪失により、定格熱出力運転中の東北電力株式会社女川原子力発電所2号機において原子炉が自動停止し、機器故障により原子炉冷却機能が喪失し、全面緊急事態に至る。その後、炉心が損傷し、排気筒から環境中に放射性物質が放出され、原子力発電所周辺地域に影響を与えたとし、各種の防護対策が必要な状況となったと想定する。

⑤ 訓練項目

訓練項目	訓練実施日	
	初動対応訓練 11月14日(火)	避難等措置訓練 11月23日(木・祝)
(1) 緊急時通信連絡訓練	○	—
(2) 県災害対策本部運営訓練	○	—
(3) 石巻市災害対策本部運営訓練	○	—
(4) 県現地災害対策本部訓練	○	—
(5) 原子力災害合同対策協議会等活動訓練	○	—
(6) 緊急時モニタリング訓練	○	—
(7) 広報訓練	模擬記者会見等	○
	屋外広報・緊急速報メール等	—
(8) 原子力災害医療活動訓練	汚染患者搬送訓練	○
	避難退域時検査等	—
(9) 住民避難訓練	学校等屋内退避訓練	○
	住民避難訓練	—
(10) 交通対策等措置訓練	—	○

⑥ その他

平成29年3月に策定した避難計画の実効性を検証する場とする。

(2) 今後の予定

職員参加依頼、細部計画については決定次第、グループウェアに掲載。

2 石巻市立荻浜小学校の廃止について（教育委員会）

石巻市立荻浜小学校は、少子化の影響により年々児童数が減少していたが、東日本大震災によって減少に拍車がかかり、平成26年度から平成29年度まで、児童の在籍が見込めない状況となった。

このような状況を踏まえ、保護者や行政委員等で組織された石巻市立荻浜小学校教育環境検討委員会（以下、検討委員会という）からの要望もあり、平成26年度から同校を休校とし、平成30年度以降の対応については、平成29年度中に決定することとしていた。

荻浜地区は、今後も児童数の増加は見込めない状況であり、検討委員会からも、荻浜小学校が閉校となることに一定の理解を得ている。

荻浜小学区に居住する児童の教育環境を整備し、適正な教育効果の確保を図るもの。

(1) 主な内容

① 閉校時期について

平成30年3月31日をもって閉校とする。

② 通学区域について

万石浦小学校の通学区域に編入する。

※荻浜中学校の通学区域の一部(荻浜小学校区分)を万石浦中学校の通学区域に変更する。

③ 通学支援について

遠距離通学となるため、安全な通学が可能となるよう支援策を講ずる。

(2) 今後の予定

平成29年12月 市議会第4回定例会に石巻市立学校設置条例の一部改正と閉校関連経費の補正予算を提案（平成30年4月1日施行予定）

平成30年1月以降 教育委員会第1回定例会に、次の規則の一部改正を提案

- ・石巻市教育委員会の組織等に関する規則
 - ・石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則
- 県へ荻浜小学校の廃止届の提出
荻浜小学校の閉校についての周知
荻浜小学校閉校式の実施

[その他]

- ・第19回復興交付金配分額一覧について（復興政策部）

以上